

## 奥州市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

奥州市監査委員 松本 富二郎

奥州市監査委員 千田 永

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成30年1月31日、2月1日及び2月2日

本監査 平成30年2月5日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

農林部

農政課、農地林務課、衣川防災ダム管理所及び各総合支所産業振興課

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成29年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成28年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
農政課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
農地林務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川防災ダム管理所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

農林部農政課

補助金事務において、補助金交付申請書に申請者名の記載や押印に不備があるなど申請書に不備があるものが4件、補助金交付要綱に定める実施状況に関する報告書の提出が遅いものや完了検査調書の記載内容に不備があるなど補助金に係る書類に不備があるものが3件、補助金交付に関する申請手続きが遅いものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。